

少年自然の家の「見直し方針」

平成24年3月
教 育 庁

※山形県行政支出点検・行政改革推進委員会による「見直しの方向性」（平成23年2月）
少年自然の家については、機能をより効果的に発揮するとともに、利用者増に向けた取り組みが必要であり、魅力ある活動プログラムの策定など施設の運営改善に向けた取り組みを検討すべきである。

1 現状

- ・ 山形県青少年教育施設条例に基づき、「団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る」ことを目的に、県内4地域に各1施設（村山地域：朝日、最上地域：神室、置賜地域：飯豊、庄内地域：金峰）を設置。
- ・ ①学校教育等において実施される自然体験活動、集団宿泊活動への指導・支援、②自然環境学習等の企画・提供、③指導者の育成などの活動の各活動を通じ、4施設で年間、約2,000団体、120,000人が利用。

2 課題

- ・ 施設の快適性・機能性の確保、研修効果の高い野外設備の導入による魅力の向上。
- ・ 新学習指導要領等に対応した研修プログラムの開発。

3 役割や機能の見直し方針

各施設で毎年実施している「運営懇談会」や県社会教育委員等の外部有識者の意見を踏まえながら、幅広い年齢層においての利用者増に向け、これまでのプログラムを大幅に見直して魅力ある新たなプログラムを策定するとともに、利用対象者拡大の検討など施設運営改善に向けた取り組みを行う。

4 組織・運営形態等の見直しの内容

- ・ 県社会教育委員等の外部有識者の意見を踏まえながら、「防災・避難者支援・食育・子育て・環境・観光」の6つを柱に、利用者数の増加に向けた新プログラムを策定する。
- ・ 新プログラムの実施等により、幅広い年齢層の施設利用や様々な規模の利用形態への対応、リピーターの増加を図るとともに、利用者間の交流や地域の他機関との連携の拡大を図る。
- ・ 新プログラム実施後も、実施プログラムの検証を行い、更なる利用者増に向けた取り組みを継続する。

5 見直しの実施時期

平成24年4月1日（一部、平成23年度から実施中）